○防衛省告示第二百十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、追加提供及び新規提供が平成二十六年十一月五日次のとおり決定された。

平成二十六年十一月七日

防衛大臣　江渡　聡徳

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇九七	深谷通信所	横浜市	国有	土地：約七七四、〇〇〇平方メートル 建物：約四、三〇〇平方メートル 建物：約三九〇平方メートル 工作物：囲障等 平成二十六年六月三十日
			国有	
			民有	
			国有	

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	土地：約一七四、〇〇〇平方メートル 土地：約一、八〇〇平方メートル（イーズメント） 建物：約八、八〇〇平方メートル 工作物：門等 平成二十六年九月三十日
四一六一	小松飛行場	小松市	国有	建物：約二二〇平方メートル 工作物：水道等 平成二十六年八月十二日
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有	建物：約一四〇平方メートル 平成二十六年七月二十四日
六〇一一	キャンプ・ハンセン	名護市	公有	土地：約五四六、〇〇〇平方メートル 平成二十六年六月三十日

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	建物：約一五〇平方メートル 工作物：門等 守衛小屋等として追加提供する。
三一〇二	相模原住宅地区	相模原市	国有	建物：約三四、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 家族住宅等として追加提供する。
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、和光市	国有	土地：約七七〇平方メートル 建物：約四五〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十六年十一月十日から同年十二月二十日までの間（必要に応じ、仮設建物等の建設及び取壊し期間） 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二三	大矢野原・霧島演習場	えびの市	国有	建物：約一、三〇〇平方メートル 隊舎として追加提供する。 陸上自衛隊霧島演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本県菊陽町、益城町	国有	土地：約七一、〇〇〇平方メートル 建物：約三、九〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十六年十一月二十六日から同年十二月十五日まで（必要に応じ、仮設建物等の建設及び取壊し期間） 陸上自衛隊健軍駐屯地第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有	工作物：桟橋等 桟橋等として追加提供する。 海上自衛隊沖縄基地隊の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有	工作物：照明装置等 保安施設として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒
2　北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒
3　北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒
4　北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十六年十一月二十日から同月三十日までの間提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。